

## 平成 26 年 1 月 15 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 26 年 1 月 15 日（水）開会：午後 1 時 30 分 閉会：午後 3 時 54 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）  
副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）  
委員 大石伸雄（政新会）  
田中正剛（蒼士会）  
西田いさお（むの会）  
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）  
山田ますと（公明党議員団）  
他に、委員外議員として、大川原成彦副議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

たかはし倫恵、谷本豊、よつや薫

6 一般傍聴者

1 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三  
次 長 北林哲二  
庶務課長 原田順子  
議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）議員定数について

議員定数の課題について協議しました。

まず、常任委員会定数の適正規模について、常任委員会の数と委員数等に関する各委員の意見を聴取しました。

次に、議会の活性化並びに透明性の向上のための必要経費の洗い出しと、その財源確保策について、各委員の意見を聴取しました。

なお、事務局は、次回の委員会（1月27日）までに、中核市以外の人口同規模の自治体の状況と各自治体の議会費の予算額を加えた資料を用意することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

## (2) 議会役職について

議会役職について協議しました。

まず、正副議長の新しい職務について、各委員会の評価、管理について協議しました。評価及び管理の内容で、対象を「委員長」又は「委員会」としている箇所は、イメージを壊さない適切な用語を選んで報告することとされました。また、評価の内容を1会派が持ち帰り確認することとなりましたが、概ね次の方向性で各派の意見が一致しました。

(評価)

- ・委員長は当該委員会の進捗状況について、議長に報告しなければならない。
- ・議長は各委員会の所管事務懇談会、事前調整会、休会中審査の開催状況及び施策研究テーマの設定と進捗、視察実施前後の手順の進捗等について客観的評価を行う。

(管理)

- ・議長は、適切でないとして評価した委員会に対し、必要な助言をしなければならない。
- ・議長は前項の助言を経てなお委員会職務が改善されない場合、文書を持ってその改善を勧告する。

次に、式典等の出席について、過去に常任委員会の委員長が正副議長の代理で出席した式典等の事例について、事務局から説明がありました。式典等への委員長の代理出席については、あえて実施する対象団体の特定は行わないものの、相手方から代理出席の要請があれば、積極的に出席の調整を行うことで、各派の意見が一致しました。

次に、議会の代表としての役割を果たす仕組みに改良する必要として、議会広報を兼ねるよう心がけた挨拶文を事務局が作成するとともに、議長の役割としても議会の広報に関する事項を議会基本条例に規定しておくことで各派の意見が一致しました。

また、危機管理上の配慮として、やむを得ない場合を除き、正副議長が同時に西宮市を不在にしないよう心掛けることを、議会基本条例又は申し合わせなどにより記載しておくことで、各派の意見が一致しました。

次に、正副議長の事実上の任期として、折衷案(再任を妨げない)とするか又は現状維持とするかについて、各派の意見を聴取しました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

## (3) 議会基本条例について

議会基本条例について協議しました。

まず、「情報公開」に関する小理念について協議し、以下の条文案で仮合意されました。

議会は、市民の付託に応えるため、以下に定める事項をすべて公開する。

- 一 議決、審査、調査及び提言における議会及び委員会での議論
- 二 会派及び各議員の賛否意見
- 三 政務活動費、視察旅費、議長交際費及び車両運行記録

議会は、原則として保有する情報のうち、前項にかかる事項の公開については積極的かつ自主的にこれを行うものとする。

前条にかかわらず、西宮市情報公開条例の定める非公開情報に該当するものに関しては、これを例外とする。

なお、第1項第1号中の「議会」を「本会議」と規定すべきかどうかについては、

次回の委員会までに委員長が検討しておくこととなりました。

また、議会基本条例のどこかで、「会議の公開」の理念を規定するかどうかについて、各委員はこれを持ち帰り、次回の委員会までに各派の意見を用意することとなりました。

次に、「政務活動費」に関する小理念について、各委員に原案の説明をしました。各委員は、これを持ち帰り、原案に対する賛否等の意見を次の委員会までに用意することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

#### (4) 議会事務局の強化について

議会事務局の強化について、強化すべき内容及び合理化すべき内容として、導き出された方向を実現する手段(案)を各委員に説明しました。各委員はこれを持ち帰り、次回の委員会までに、それぞれの手段に対する賛否等の意見を用意することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

以 上